

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行
に伴う政令の改正について

(別冊)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

II 改正概要

(1) 児童自立生活援助事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正】

児童福祉法

第33条の6 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

②～⑤ （略）

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(1) 児童自立生活援助事業関係」において同じ。(※)）は、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うときは、義務教育終了児童等が自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切にこれを行うものとする。
(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

- 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項について以下の1～4のとおりとする。

1 事業の基本方針について

(基本方針)

- 児童自立生活援助事業者は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共同で生活する住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うものとする。また、退居した場合においても、必要に応じて継続的に相談その他の援助を行うものとする。

(入居した者を平等に取り扱う原則)

- 児童自立生活援助事業者は、利用者（入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 人員について

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）ごとに、指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- 指導員は、次のとおり配置する。
 - ・入居者の数が6までは、3人以上。ただし、指導員が2人以上である場合には、補助員（指導員を補助する者）をもってその他の指導員に代えることができる。
 - ・入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を超すごとに1を加えて得た人数以上。ただし、指導員の人数が、得た人数から1を減じた人数以上である場合には、補助員をもってその他の指導員に代えることができる。
- 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、①～④のいずれか及び⑤に該当する者をもって充てられるものとする。補助員は、⑤に該当する者とする。
 - ①児童指導員の資格を有する者
 - ②保育士の資格を有する者
 - ③児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ④上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤法第34条の15第1項各号に該当しない者

3 設備について

- 児童自立生活援助事業所は、入居者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切に児童自立生活援助を行うことができる形態とする。
- 入居者の居室を設け、その面積は、1人あたり3.3平米以上とすること、1居室あたりおおむね2人までとすること、また、男子と女子は別室にすることとする。
- 食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこととする。

4 運営について

① 相談・援助等

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場開拓を行い、

- 安定した職業に就かせるための支援を行うものとする。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用及び食事等の家事に関する事その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・指導・援助を行うものとする。
 - 児童自立生活援助事業者は、入居者の退所に際しては、適切な援助を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、入居者であった者に対する相談を行うものとする。
 - 児童自立生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めるものとする。
- ② 衛生管理等
- 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③ 食事
- 児童自立生活援助事業者は、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
 - 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- ④ 秘密保持等
- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 児童自立生活援助事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 記録の整備等
- 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
- ⑥ 苦情への対応等
- 児童自立生活援助事業者は、その行った児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、職員以外の者を関与させなければならない。
 - 児童自立生活援助事業者は、自らその行う児童自立生活援助の質の評価を行うほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑦ 都道府県知事の調査
- 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況

について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

⑧ 利用者負担

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

⑨ 金銭管理

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法、記録の方法を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者が金銭管理を希望する場合には、あらかじめ定めた方法等を入居者に説明し、同意を得なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、金銭管理の記録について月に1回以上、入居者に知らせなければならない。

⑩ 支援体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、利用者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑪ 管理者の責務

- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑫ 運営規程

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ハ 入居定員
 - ニ 児童自立生活援助の内容
 - ホ 入居者から受領する費用の種類及びその額
 - ヘ 金銭管理を行う場合には、その方法、記録の方法及び入居者への提示方法
 - ト 緊急時等における対応方法
 - チ 非常災害対策
 - リ 利用者の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - ヌ 外部評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
 - ル その他運営に関する重要事項

⑬ 勤務体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- ⑭ 定員の遵守
 - 児童自立生活援助事業所の入居定員は、5人以上20人以下とする。
 - 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ⑮ 非常災害対策
 - 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

児童福祉法

第33条の6 (略)

- ② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

<内容>

- 児童自立生活援助の実施を希望する者が提出する申込書には、以下の事項を記載するものとする。
 - ・児童自立生活援助の実施を希望する者の氏名、居住地、生年月日及び職業
 - ・児童自立生活援助の実施を希望する理由
 - ・その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者が居住する都道府県に提出する。
- 申込書には法第56条第2項の規定による徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えるものとする。
- 法第33条の6第2項の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携を努めるとともに、依頼を受けたときは、速やかに、都道府県に当該申込書を提出しなければならない。
- 都道府県は、児童自立生活援助を実施する必要があると認めたと者に対しては、申込がない場合であっても、児童自立生活援助の実施の申込を勧奨しなければならない。

児童福祉法

第33条の6 (略)

- ⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

<内容>

- 都道府県は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できる方法により、以下の事項に関し、情報提供を行うものとする。
- ① 児童自立生活援助事業者の名称、位置に関する事項
 - ② 児童自立生活援助事業所の設備の状況に関する事項
 - ③ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
 - イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
 - ロ 児童自立生活援助の実施及び利用者に対する生活の支援の方針
 - ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項
 - ④ 運営規程
 - ⑤ 法第56第2項の規定により徴収する額に関する事項
 - ⑥ 食事の提供に要する費用等入居者が負担することとなる額に関する事項
 - ⑦ 入居手続に関する事項
 - ⑧ その他都道府県知事が必要と認める事項

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 児童自立生活援助事業者が事業を開始する際の届出事項として、運営規程を追加する。また、職員の定数及び職務の内容、事業を行おうとする区域、入所定員については、削除する。

(参考) 現在の届出事項

- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員
- ・ 事業開始の予定年月日

【社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の一部改正】

＜内容＞

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係（平成21年4月1日施行）
【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②・③（略）

- ④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係（法第6条の2第4項関係）

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係（法第6条の2第5項関係）

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う事業をいう。

児童福祉法

第21条の10の2 (略)

② (略)

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ (略)

<内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める者とする。

- 一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
 - イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有していること
 - ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること
- 二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
 - イ 一のイ及びロに該当する者であること
 - ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(3) 地域子育て支援拠点事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦・⑧（略）

<内容>

法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）をいう。

- ① おおむね10組の乳児又は幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものは、この限りでない。
- ② 原則として、1日に3時間以上、かつ、1週間に3日以上開設すること。
- ③ 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(4) 一時預かり事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑥（略）

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

<内容>

法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）をいう。

児童福祉法

第34条の11 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

<内容>

○ 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を行う場合には、当該事業を開始するに当たり、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(4) 一時預かり事業関係」において同じ。(※))に届け出ることとする。

① 事業の種類及び内容

② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

③ 条例、定款及び職務の内容

④ 職員の定数及び職務の内容

⑤ 主な職員の氏名及び経歴

⑥ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にとっては、当該市町村の名称を含む。）

⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

- ⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨ 事業開始の予定年月日
- 一時預かり事業の届出を行おうとする者は、都道府県知事に収支予算書及び事業計画書を提出しなければならないこととすること。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。
- 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事に届け出るものとする。
 - ① 廃止又は休止しようとする年月日
 - ② 廃止又は休止の理由
 - ③ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
 - ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(※) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第34条の12 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

<内容>

- 一時預かり事業の実施のための人員、設備等に関する事項については、以下のとおりとする。
 - 1 設備について
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
 - ② 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
 - 2 運営について
 - ① 児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。
 - ② 児童福祉施設最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
 - 3 利用者負担について
 - ① 利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。
- 認可外保育施設については、法第59条の2において都道府県知事に対して届け出

ることとされている一方で、「1日に保育する乳幼児の数が5人以下」の場合については、児童福祉法施行規則第49条の2により届出対象外施設とされており、当該人数要件に含めない乳幼児数として、一時預かり事業を保育所以外で行う場合を新たに加える。

(5) 小規模住居型児童養育事業関係 (平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2 (略)

②～⑦ (略)

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者(次条第1項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

<内容>

1 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項を以下のとおり定める。

(1) 事業基本方針について

(基本方針)

○ 小規模住居型児童養育事業は、養育者の住居において、複数の児童によるかかわりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

(委託児童を平等に取り扱う原則)

○ 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

○ 小規模住居型養育事業に従事する養育者及び補助者(家事援助等により養育者を補助する者)(以下「養育者等」という。)は、法第33条の10各号に規定する虐待を行ってはならない。

○ 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

○ 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その養育者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 人員について

○ 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「小規模住居型児童養育事業所」という。)ごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者をもってその他の養育者に代えることができる。補助者は、2の⑤に該当する者とする。

○ 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人を小規模住居型児童養育事業所の管理者とするものとする。

(3) 設備について

- 小規模住居型児童養育事業所は、委託児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が委託児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とする。
- 食堂等委託児童が相互交流することができる場所を有するほか、小規模住居型児童養育事業所の設備の全てが、委託児童の適切な養育に資するものであることとする。
- 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有すること、年齢に応じ男子と女子の居室を別にすることとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(4) 運営について

① 教育

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

② 衛生管理等

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 自立支援計画の遵守

- 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

⑤ 秘密保持等

- 小規模住居型児童養育事業の養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童（委託を解除された児童を含む。次項において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備等

- 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- ⑦ 苦情への対応等
 - 小規模住居型児童養育事業者は、その行った養育に関する委託児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - 小規模住居型児童養育事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、養育者等以外の者を関与させなければならない。
 - 小規模住居型養育事業は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑧ 都道府県知事の調査
 - 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(5)小規模住居型児童養育事業関係」において同じ。（※））からの求めに応じて、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。
 - （※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。
- ⑨ 支援体制の確保
 - 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応などを含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- ⑩ 管理者の責務
 - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等並びに業務の管理及びその他の管理を一元的に行わなければならない。
 - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- ⑪ 運営規程
 - 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 養育者等の職種、員数及び職務の内容
 - ハ 入居定員
 - ニ 養育の内容
 - ホ 緊急時等における対応方法
 - ヘ 非常災害対策
 - ト 委託児童の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - チ 外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
 - リ その他運営に関する重要事項
- ⑫ 勤務体制の確保
 - 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を実施できる

よう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑬ 定員の遵守

- 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、5人又は6人とする。
- 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑭ 非常災害対策

- 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

2 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者は、以下の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しない者

(※) ただし、①②については、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 小規模住居型児童養育事業者が事業を開始する際の届出事項、事業を休廃止する場合の届出事項は、児童自立生活援助事業と同様の事項とする。(以下のとおり)

<参考>届出事項

(事業開始の際の届出事項)

- 事業を開始する際には、以下の事項を届出する。
 - ・ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - ・ 条例、定款その他の基本約款
 - ・ 運営規程
 - ・ 主な職員の氏名及び経歴

- ・ 当該事業の用に供する施設の名称

- ・ 事業開始の予定年月日

○ 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定取しなければならない。ただし、インターネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

○ 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。

- ・ 廃止又は休止しようとする年月日

- ・ 廃止又は休止の理由

- ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置

- ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間